

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係                        | 4 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月28日から同年5月5日まで

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、昭和34年3月28日頃にA事業所本社から同事業所B支店に転勤し、同事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C事業所（A事業所が名称変更）の回答及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和34年3月28日にA事業所本社から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支店における昭和34年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C事業所は不明としているが、申立人と同一時期にA事業所本社から同事業所B支店に異動した複数の者についても、同様に厚生年金保険の被保険者期間の欠落が見受けられるところ、事業主が、当該複数の被保険者に係る資格取得日を昭和34年3月28日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月5日と誤って記録することは考え難いことから、事業主

が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月及び同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は平成7年8月21日、資格喪失日は8年1月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年8月21日から8年1月1日まで

年金事務所に厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所でB職として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元事業主の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が平成7年8月21日から同年12月31日までA事業所に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A事業所において平成7年8月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年9月21日）以降の8年2月1日付けで、遡って当該資格の取得に係る記録の取消処理が行われており、複数の元同僚についても、申立人と同様に同年2月1日付けで、資格取得記録の遡及取消処理が行われていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、当該期間において、当該事業所が法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められ、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A事業所の元事業主は、「申立人は、役員ではなく、社会保険事務の担当者でもなかった。」と回答しており、当該事業所の商業登記簿謄本から、

申立人は役員でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年8月21日に取得した厚生年金保険被保険者資格の取消処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA事業所における資格取得日を同日とし、資格喪失日については、雇用保険の加入記録から8年1月1日とすることが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記取消処理前のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成11年10月は36万円、同年11月及び同年12月は28万円、12年1月及び同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月は36万円、同年8月から同年12月までは38万円、13年1月から同年3月までは41万円、同年4月は34万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月から同年12月までは36万円、14年1月から15年3月までは30万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月から同年12月までは30万円、16年1月から同年9月までは15万円、同年10月から17年2月までは14万2,000円、17年3月から同年8月までは16万円、同年9月から18年7月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から18年8月16日まで

A事業所における標準報酬月額は、給料支払明細書で確認できる総支給額及び厚生年金保険料額と比較して低いことが分かったので、給料支払明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書において確認又は前後の給料支払明細書から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに事業主の回答から、平成 11 年 10 月は 36 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 28 万円、12 年 1 月及び同年 2 月は 36 万円、同年 3 月は 38 万円、同年 4 月は 41 万円、同年 5 月は 38 万円、同年 6 月は 41 万円、同年 7 月は 36 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 38 万円、13 年 1 月から同年 3 月までは 41 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月は 36 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月から同年 12 月までは 36 万円、14 年 1 月から 15 年 3 月までは 30 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月は 34 万円、同年 6 月から同年 12 月までは 30 万円、16 年 1 月から同年 9 月までは 15 万円、同年 10 月から 17 年 2 月までは 14 万 2,000 円、17 年 3 月から同年 8 月までは 16 万円、同年 9 月から 18 年 7 月までは 15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給料支払明細書で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

同一企業内での異動であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人と同時期にA事業所からB事業所に異動したと記憶する複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和49年6月1日にA事業所からB事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和49年4月のオンライン記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納



入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。